

資 料 提 供	
令和 7 年 5 月 3 0 日	
所属名（担当者）	鳥取県住宅供給公社事務局（寺坂）
電 話	0 8 5 7 - 2 7 - 7 3 3 4

県営住宅の入居募集について（県東部）

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。このたび、令和 7 年 7 月 1 日入居可能分の入居者について、下記のとおり募集します。

申込をした住宅に他の申込者がなく無抽選となった方には、無抽選であることを連絡します。連絡のなかった方は、抽選の対象者です。抽選会への参加は任意としますが、申込者（又は代理人）が抽選会を欠席した場合、当公社職員が代理で抽選します。

記

- 1 募 集 期 間 令和 7 年 6 月 2 日（月） ～ 6 日（金）
（土曜日、日曜日を除く。午前 8 時 3 0 分～正午、午後 1 時～午後 5 時 1 5 分）
- 2 受 付 窓 口 鳥取県住宅供給公社事務局
（鳥取市田園町 4 丁目 2 0 7 番地 タナカビル 2 階、電話 0 8 5 7 - 2 7 - 7 3 3 4）
- 3 抽選会日時 令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 2 時 3 0 分から（受付開始 午後 2 時 2 0 分から）
- 4 抽選会会場 鳥取県東部庁舎 4 階 第 4 0 1 会議室（鳥取市立川町 6 丁目 1 7 6）
- 5 説明会日時 令和 7 年 6 月 1 9 日（木）午前 1 0 時 3 0 分から（受付開始 午前 1 0 時 0 0 分から）
- 6 説明会会場 鳥取県東部庁舎 2 階 第 2 0 2 会議室（鳥取市立川町 6 丁目 1 7 6）
- 7 入居可能日 令和 7 年 7 月 1 日（火）
- 8 募 集 住 宅 1 5 戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃 （円）	摘要
北園第一団地	鳥取市北園 二丁目 140-2	平成 1 年	中層耐火 3 階建	2 階	4 棟 4-203 号	3DK	1 9 , 8 0 0 ～ 3 8 , 9 0 0	一次募集
北園第一団地	鳥取市北園 二丁目 140-2	平成 1 年	中層耐火 3 階建	1 階	6 棟 6-104 号	3DK	1 9 , 8 0 0 ～ 3 8 , 9 0 0	一次募集 （高齢者等世帯）
材木町団地	鳥取市材木町 311	昭和 59 年 （R5 エコ改善）	中層耐火 5 階建	2 階	59-1 棟 2 号	2DK	1 8 , 1 0 0 ～ 3 0 , 0 0 0	一次募集
材木町団地	鳥取市材木町 311	昭和 59 年 （R5 エコ改善）	中層耐火 5 階建	3 階	59-1 棟 3 号	2DK	1 8 , 1 0 0 ～ 3 0 , 0 0 0	一次募集
材木町団地	鳥取市材木町 311	昭和 59 年 （R5 エコ改善）	中層耐火 5 階建	2 階	59-1 棟 7 号	3LDK	2 3 , 1 0 0 ～ 4 5 , 4 0 0	一次募集
浜坂第二団地	鳥取市浜坂 五丁目 9-1	平成 2 年	中層耐火 3 階建	2 階	1 棟 1-204 号	3DK	2 0 , 0 0 0 ～ 3 9 , 4 0 0	二次募集
浜坂第二団地	鳥取市浜坂 五丁目 8-25	平成 3 年	中層耐火 3 階建	1 階	5 棟 5-103 号	3DK	2 1 , 3 0 0 ～ 4 1 , 9 0 0	一次募集 （高齢者等世帯）
浜坂第二団地	鳥取市浜坂 五丁目 8-25	平成 3 年	中層耐火 3 階建	3 階	5 棟 5-301 号	2DK	1 7 , 6 0 0 ～ 3 4 , 6 0 0	二次募集
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目 1-23	昭和 50 年 （H20 住戸改善）	中層耐火 4 階建	2 階	50-1 棟 1-205 号	2LDK	1 7 , 4 0 0 ～ 3 4 , 3 0 0	一次募集 エレベータ付き
東町団地	鳥取市東町 三丁目 204	平成 3 年	中層耐火 3 階建	1 階	2 棟 106 号	2DK	2 5 , 3 0 0 ～ 4 9 , 7 0 0	一次募集 （車いす用住宅）

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃 (円)	摘要
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目 55-3	昭和 52 年 (H22 住戸改善)	中層耐火 4 階建	2 階	5211 棟 11-204 号	2DK	18,500 ～ 36,400	二次募集 エレベータ付き
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目 55-3	昭和 52 年 (H22 住戸改善)	中層耐火 4 階建	4 階	5211 棟 11-401 号	4DK	30,100 ～ 59,200	一次募集 (多子・多人数世帯) エレベータ付き
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目 55-13	昭和 53 年 (H25 住戸改善)	中層耐火 4 階建	4 階	5313 棟 13-403 号	3DK	25,500 ～ 50,000	二次募集
末恒第二団地	鳥取市美萩野 二丁目 228-2	昭和 54 年	中層耐火 3 階建	2 階	54-1 棟 7 号	3LDK	24,000 ～ 47,200	二次募集
末恒第二団地	鳥取市美萩野 二丁目 228-2	昭和 54 年	中層耐火 3 階建	1 階	54-2 棟 22 号	3LDK	20,200 ～ 39,600	二次募集 ※1

(注1) 一次募集は、優先募集に係る募集で、子育て世帯、妊娠中世帯、母子・父子世帯、多子・多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯(所得が月額1万円以下)、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等が対象となります。

単身者は、2DK以下の住戸に申し込むことができます。ただし、高齢者、障がい者、妊婦及び、帰国被害者等の場合は、3DK以上の住戸へ申し込むことができます。

(注2) 二次募集は、一次募集の対象者以外の方も対象となります。単身者は、2DK以下の住戸に申し込むことができます。ただし、一次募集対象者及び留学生の場合は、3DK以上の住戸へ申し込むことができます。

(注3) 高齢者等世帯は、一次募集のうち、高齢者世帯及び身体障がい者世帯が対象となります。

(注4) 車いす用住宅は、入居者または同居親族が「車いす使用身体障がい者」である場合を対象とします。

なお、入居後に車いす使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。(引き続き県営住宅への入居を希望する場合は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1項第7号による特定入居が可能です。)

「車いす使用身体障がい者」とは、次に掲げる者のうち常に車いすの使用を必要とする者をいいます。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障がい者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和45年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかの認定を受け、身体障害者手帳を所持している者。
- (2) 身体障害者手帳の交付を申請している者。
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症程度まで又は同法別表第1号表の3の第1款症程度のもの。

(注5) 多子・多人数世帯は、18歳未満の者が3人以上の世帯又は、世帯員5人以上の世帯が対象となります。

(注6) ※1の団地(の一部)は、土砂災害警戒区域(イエロー区域)の指定区域内に位置しています。イエロー区域とは崖崩れや土石流等の災害が発生した場合、土砂等が到達し被害が生じるおそれがあると認められる区域です。鳥取市が作成しているハザードマップなどを活用し、防災情報を収集するなど「日ごろからの備え」を心がけ、いざとなったら「早めの避難」を呼びかけている団地ですので、その旨をご承知の上でご応募下さい。

(注7) エコ改善とは、外壁・屋上改修及び開口部断熱改修・設備改修することです。新築や、建て替えた住宅ではありません。

(注8) 住戸改善とは、建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や建て替えた住宅ではありません。

(注9) エレベータ付き住宅では、エレベータの電気使用料金を入居者の方全員で負担していただきます。

(注10) 入居募集中の住戸は新築ではありません。

募集に際し、必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上でご応募下さい。

■ 詳しくは、鳥取県住宅供給公社事務局(電話0857-27-7334)までお問合せ下さい。